

大学共同利用機関法人自然科学研究機構(法人番号5012405001823)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当機構は、研究者コミュニティによって運営され、国内外の研究者に研究の場を提供し、天文学、核融合科学、物質化学、生命科学等の自然科学研究分野の先端的な共同研究を行う中核的研究拠点として研究・教育事業を実施している。役員報酬水準を検討するに当たって、同じ大学共同利用機関法人である他の3機構(人間文化研究機構、高エネルギー加速器研究機構及び情報・システム研究機構)等を参考とした。

(1) 他の3機構も当機構と同様、研究者コミュニティによって運営され、国内外の研究者に研究の場を提供し、各分野の先端的な共同研究を行う中核的研究拠点として研究・教育事業を実施している。

各機構の公表資料によれば、平成26年度の3機構の長の平均年間報酬額は18,407千円であり、公表対象年度の役員報酬規程に記載された本俸額等を勘案すると平均で19,605千円と推定される。

同様の考え方により、理事については平均で16,025千円と推定される。

(2) 事務次官年間報酬額・・・22,491千円

② 平成27年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当機構においては、勤勉手当の成績率について自然科学研究機構役員給与規程(以下「役員給与規程」という。)により、職務実績を勘案して、経営協議会に諮ることにより6月期については、成績が優秀な場合は、100分の92以上100分の170以下、成績が良好でない場合は、100分の80未満、また12月期については、成績が優秀な場合は100分の98以上、100分の180以下、成績が良好でない場合は、100分の85未満の範囲内で増額又は減額することができることになっている。

平成27年度においては顕著な業績や業績不振とされることがなかったため、勤勉手当の増額又は減額は行わなかった。

③ 役員報酬基準の内容及び平成27年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、役員給与規程により、本給、特別調整手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当から構成されている。

期末手当については、役員給与規程により期末手当基礎額(本給+特別調整手当+広域異動手当+役職段階別加算額(20%)+管理職加算額(25%))に6月期については、100分の62.5を乗じ、12月期については、100分の77.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職に応じた割合を乗じて得た額とし、勤勉手当については、役員給与規程により勤勉手当基礎額(本給+特別調整手当+広域異動手当+役職段階別加算額(20%)+管理職加算額(25%))に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職に応じた割合を乗じ、さらに成績率(平成27年度の実績としては、6月期については、100分の80、12月期については、100分の85)を乗じて得た額としている。

なお、平成27年度では、平成26年及び平成27年の人事院勧告に準じて、下記の内容の改定を実施した。

- ・本給月額引き下げ(△約2%) (平成30年3月まで経過措置として、新旧本給月額の差額を支給(再任時を除く。))
- ・特別調整手当支給率の引き上げ(特別区:+0.5%、愛知県岡崎市:+2%)
- ・広域異動手当支給率の引き上げ(300km以上:+2%、60km以上300km未満:+1%)
- ・単身赴任手当の引き上げ(基本額:+3,000円、加算額を最大58,000円まで引上げ、遠距離異動に伴う経済的負担の実情等を踏まえ、交通距離の区分を2区分増設)
- ・勤勉手当支給率の引き上げ(年間0.05月分)

理事

役員報酬支給基準は、法人の長と同様、本給、特別調整手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当から構成されている。

期末手当・勤勉手当についても法人の長と同様の方法で算定した額を支給している。

なお、平成27年度では法人の長と同様の改定を実施した

理事(非常勤)

役員報酬基準は、非常勤理事手当(日額:37,000円)から構成されている。

なお、平成27年度では、特段の改定は行われなかった。

監事

該当者なし

監事(非常勤)

役員報酬基準は、非常勤理事手当(日額:37,000円)から構成されている。

なお、平成27年度では、特段の改定は行われなかった。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成27年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 19,010	千円 11,808	千円 5,018	千円 2,184 (特別調整手当)		3月31日	
A理事	千円 15,103	千円 9,312	千円 3,957	千円 1,722 (特別調整手当) 111 (通勤手当)			◇
B理事	千円 16,586	千円 10,740	千円 4,351	千円 1,288 (特別調整手当) 206 (通勤手当)	4月1日		
C理事	千円 15,977	千円 10,944	千円 4,266	千円 766 (特別調整手当)		3月31日	※
D理事 (非常勤)	千円 2,479	千円 2,479	千円	千円 ()		3月31日	※
E理事 (非常勤)	千円 2,849	千円 2,849	千円	千円 ()		3月31日	※
A監事 (非常勤)	千円 3,663	千円 3,663	千円	千円 ()		3月31日	※
B監事 (非常勤)	千円 2,072	千円 2,072	千円	千円 ()			

注1:「特別調整手当」とは民間における賃金、物価及び生産費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「前職」欄の「◇」は役員出向者(本府省庁課長・企画官相当職以上)であること、「※」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

自然科学研究機構は、天文学、核融合科学、物質科学、生命科学等、自然科学研究分野の卓越した拠点として、先端的で独創的な学術研究を持続的に推進することを使命とし、国公立大学をはじめとする我が国の研究者コミュニティに研究データを公開提供するとともに、多くの情報を発信することや、大規模な研究施設・設備を設置・運営し、これらを全国の大学等の研究者の共同利用に供することにより、大学の研究者等との共同研究を行い、機構長のリーダーシップの下で世界をリードする研究を推進している。

そうした中で、自然科学研究機構長は、職員数約800名の法人の代表として、その業務を総理し、経営責任者と研究教育活動の責任者の職務を同時に担っている。

自然科学研究機構では、機構長の報酬月額、法人化以前当機構の岡崎3研究所により構成されていた岡崎国立共同研究機構長に適用されていた国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、機構長の上記職務は、法人化以前の岡崎国立共同研究機構長の職務と比較しても同等以上の職務内容・職責を負っているとと言える。

また、機構長の年収報酬額は、他の大学共同利用機関法人の長の平均報酬水準と比較すると概ね同水準であること、人数規模が同規模である民間企業役員報酬27,916千円と比較した場合、その水準以下であり、また、事務次官の年間給与額22,491千円と比べても水準以下となっている。

こうした職務内容の特性や他の大学共同利用機関法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

理事は機構長を補佐し、大学共同利用機関法人の業務を掌理し、機構長に事故があるときはその職務を代理し、機構長が欠員のときはその職務を行っている。

理事の報酬月額是国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえ、職務の内容等を勘案し、706,000円から895,000円の範囲で、決定している。

また3名の理事の年間報酬等の総額の平均は約15,889千円であり、他の大学共同利用機関法人の理事の年間報酬等の総額の平均と比べても概ね同水準であること、人数規模が同規模である民間企業役員報酬27,916千円と比較しても、その水準以下であり、また事務次官の年間給与額22,491千円と比べても水準以下となっている。

理事(非常勤)

理事(非常勤)は、理事と同様の職務を非常勤として行っている。

理事(非常勤)の日給額は、国家公務員指定職俸給表の俸給月額を参考に、日額を算定している。

職責等を総合的に勘案すると、理事(非常勤)についての報酬水準は妥当であると考えられる。

監事

該当者なし

監事(非常勤)

監事(非常勤)は、機構の業務を監査し、監査の結果必要があると認めるときは、機構長又は文部科学大臣に意見を提出する職務を非常勤として行っている。

監事(非常勤)の日給額は、国家公務員指定職俸給表の俸給月額を参考に、日額を算定している。

職責等を総合的に勘案すると、監事(非常勤)についての報酬水準は妥当であると考えられる。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(平成27年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年 月			
法人の長	該当者なし				
理事A	千円 4,760 (48,142)	年 月 4 0 (34) (0)	平成27年3月31日	-	
監事A	千円 該当者なし	年 月			

注1:理事Aについては、役職在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

5 退職手当の水準の妥当性について

【文部科学大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事A	<p>当該理事は国際交流、広報、情報、安全管理及び研究者倫理担当理事として、国際的な研究の推進等に戦略的に取り組むため、「自然科学研究機構国際戦略に関するアクションプラン」を策定し、各機関における活発な国際研究連携活動を推進し、国際共同研究の成果を上げた。また、広報体制の強化を図り、機構長プレス懇談会を定期的で開催するなど機構の積極的な情報発信の場を整備した。また、海外の記者等メディア関係者の講演による勉強会を開催するなど、機構のグローバル化を大きく推進させ、各機関の先端的で独創的な学術研究の推進に大きく貢献した。</p> <p>当該理事の業績勘案率については、これら担当業務に対する貢献度と国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案した上で、1.0と決定した</p>
監事A	該当者なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

当機構においては、勤勉手当の成績率について自然科学研究機構役員給与規程により、職務実績を勘案して、経営協議会に諮ることにより6月期については、成績が優秀な場合は、100分の92以上100分の170以下、成績が良好でない場合は、100分の80未満、また12月期については、成績が優秀な場合は100分の98以上、100分の180以下、成績が良好でない場合は、100分の85未満の範囲内で増額又は減額することができることになっている。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当機構の給与水準を検討するにあたって、他の大学共同利用機関法人、国家公務員のほか、平成27年度職種別民間給与実態調査によるデータのうち、企業規模別(当該法人500人以上)・職種別平均給与額を参考にした。

(1)他の大学共同利用機関法人・・・他の大学共同利用機関法人である人間文化研究機構、高エネルギー加速器研究機構及び情報・システム研究機構も当機構と同様、研究者コミュニティによって運営され、国内外の研究者に研究の場を提供し、各分野の先端的な共同研究を行う中核的研究拠点として研究・教育事業を実施している。

(2)国家公務員・・・平成26年度において国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額は、408,996円、全体の平均給与月額は、416,455円となっている。

(3)職種別民間給与実態調査において、当該法人と同等の規模や職種の大学卒の4月の平均支給額は事務部長で770,887円、事務課長で663,135円、事務課長代理で550,789円、事務係長で514,165円、事務主任で420,448円、事務係員で360,752円となっている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当機構においては、職員の勤務成績の給与への反映方法として、昇級、昇給、勤勉手当を対象に下記のように勤務成績の評定の結果を考慮し、下記のような制度内容で実施している。

昇 級:勤務成績が良好でかつ昇級基準を満たしている場合、その者の資格に応じて1級上位の級に昇級させることができる。

昇 給:昇給日(1月1日)前1年間における勤務成績に応じて、上位の号給に昇給させることができる。

勤勉手当:勤務評定等の結果を受け、基準日(6月1日、12月1日)前6箇月間に応じて支給割合(成績率)を決定する。

また平成27年1月より、研究教育職員を対象とした年俸制度を導入したことに伴い、当該職員の基本給の改定及び業績給については、下記のとおりとしている。

基本給の改定:毎年4月1日に評価区分(SSS、SS、S、A、B、C、D)に応じて、最大+4号給から-1号給の範囲以内で改定することができる。

業績給 :毎年1月1日(以下「評価基準日」という。)において評価基準日の属する年度の4月から翌年の3月までの期間における業績評価を勘案し、決定する。

③ 給与制度の内容及び平成27年度における主な改定内容

自然科学研究機構職員給与規程に則り、本給(本給の調整額含む)及び諸手当(扶養手当、管理職手当、特別調整手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在勤手当、特殊勤務手当、衛生管理者手当、特勤勤務手当、準特勤勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、半日直手当、管理職員特別勤務手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当)としている。

期末手当については、期末手当基礎額(本給の月額+扶養手当+特別調整手当+広域異動手当+役職段階別加算額+管理職加算額)に6月に支給する場合には100分の122.5(特定管理職員(一般職(一)7級以上の局次長、センター長、部長及び研究教育職員の副台長、一部の副所長及び研究総主幹が該当)は、100分の102.5)、12月に支給する場合には100分の137.5(特定管理職員は100分の117.5)を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額(本給の月額+特別調整手当+広域異動手当+役職段階別加算額+管理職加算額)に基準日以前6箇月以内のその者の勤務期間に応じた割合を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の職員の区分別の成績率を乗じて得た額としている。

なお、平成27年度における主な改定内容は以下のとおりである。

○国家公務員の平成26年及び平成27年に勧告された人事院勧告に準じて下記の措置を実施した。

1. 本給月額の改定

一般職(一)、一般職(二)、研究教育職の本給表について、平成26年の人事院勧告により勧告された給与制度の総合的見直しにより平成27年4月1日より平均約2%引き下げを実施。

ただし、一般職(一)及び一般職(二)の1級(全号給)及び2級の初任給に係る号給並びに研究教育職の1級及び2級の初任給に係る号給については引き下げはなし。

また一般職(一)5級及び6級に号給を増設。また激減緩和のため平成30年3月まで経過措置として、新旧本給月額の差額を支給。平成27年の人事院勧告により平均0.36%の本給月額の引き上げを平成27年4月1日遡って実施。

2. 特別調整手当の引き上げ

特別調整手当の支給率を0.5%~2%の間で引き上げ(特別区+0.5%、愛知県岡崎市+2%)

3. 広域異動手当の引き上げ

広域異動手当の支給率を平成27年4月1日以降異動分より、300km以上の場合は、8%(+2%)、60km以上300km未満の場合は4%(+1%)へ引き上げ

4. 単身赴任手当の引き上げ

単身赴任手当の基本額を26,000円(+3,000円)へ引き上げ、加算額を最大58,000円まで引上げ、遠距離異動に伴う経済的負担の実情等を踏まえ、交通距離の区分を2区分増設。

5. 初任給調整手当の引き上げ

支給月額の最大限度を50,500円へ引き上げ(最大+200円)

6. 勤勉手当の引き上げ

勤勉手当の支給割合を4.10月分から4.20月分(+0.1月分)へ引き上げを12月期賞与で実施。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成27年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 640	歳 45.9	千円 7,136	千円 5,263	千円 113	千円 1,873
事務・技術	人 292	歳 44	千円 5,988	千円 4,451	千円 139	千円 1,537
教育職種 (大学教員)	人 347	歳 47.5	千円 8,104	千円 5,947	千円 91	千円 2,157
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

在外職員	人 26	歳 44.1	千円 10,956	千円 9,216	千円 0	千円 1,740
------	---------	-----------	--------------	-------------	---------	-------------

非常勤職員	人 19	歳 51.4	千円 4,684	千円 3,544	千円 119	千円 1,140
事務・技術	人 9	歳 56.8	千円 3,662	千円 2,894	千円 181	千円 768
教育職種 (大学教員)	人 10	歳 46.6	千円 5,603	千円 4,128	千円 64	千円 1,475

注1:常勤職員については、在外職員を除く。

注2:「技能・労務職種」とは、自動車運転手の業務を行う職種を示す。

注3:常勤職員の技能・労務職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

注4:該当者がいない区分(任期付職員及び再任用職員)、区分中の該当者のいない職種(常勤職員、非常勤職員中の医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師))については、省略した。

【年俸制適用者】

区分	人員	平均年齢	平成27年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 12	歳 46.3	千円 9,219	千円 9,219	千円 155	千円 0
教育職種 (大学教員)	人 12	歳 46.3	千円 9,219	千円 9,219	千円 155	千円 0

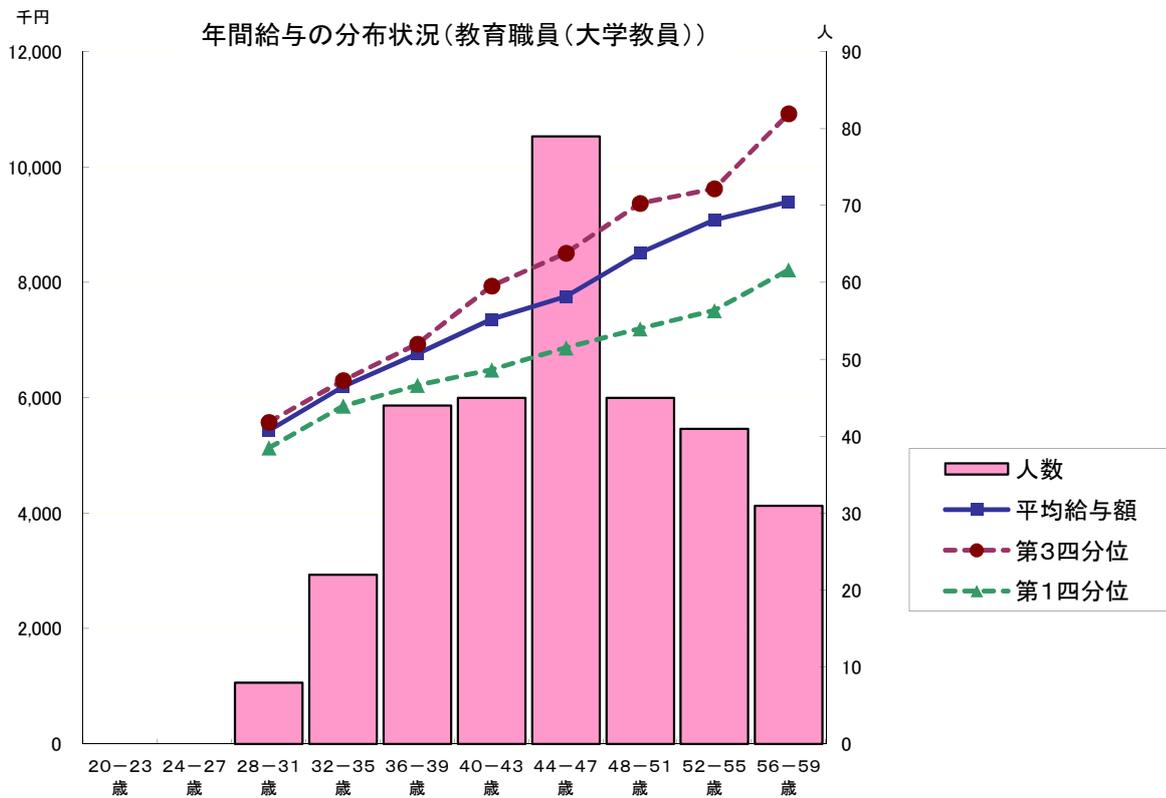
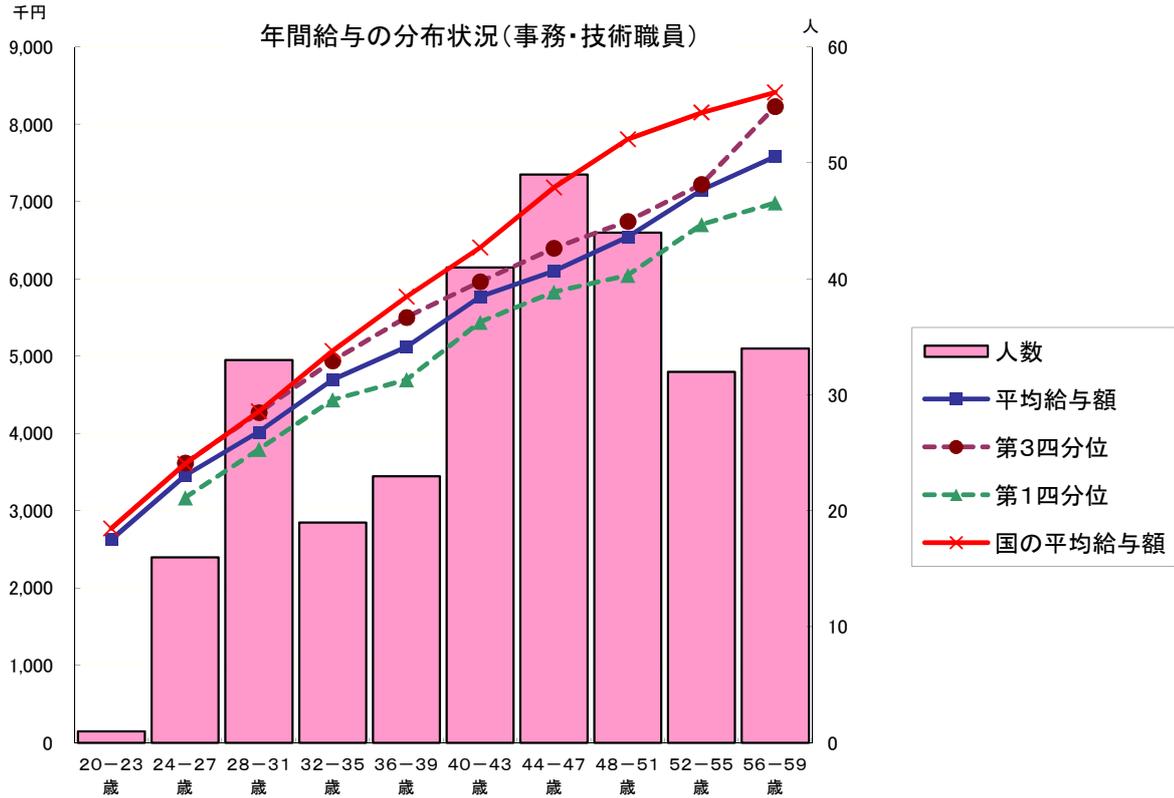
任期付職員	人 152	歳 42.5	千円 5,686	千円 5,686	千円 127	千円 0
年俸制職員	人 128	歳 40.6	千円 5,365	千円 5,365	千円 119	千円 0
URA職員	人 24	歳 52.7	千円 7,398	千円 7,398	千円 173	千円 0

注1:在外職員、再任用職員及び非常勤職員には該当がないため、表を省略した。

注2:「年俸制職員」とは、特定の研究・プロジェクト等の研究教育又は研究に従事する者や高度な専門的知識を必要とする業務を行う職種を示す

注3:「URA職員」とは、研究力強化のための事業の業務を行う職種を示す

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員を除く。以下、④まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2:事務・技術職員の20～23歳の該当者は1人のため、当該個人情報に関する情報が特定される可能性があることから、年間給与については表示していない

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
部長	3	56.5	9,972	10,347～9,568
課長	23	54.8	8,251	9,718～6,690
課長補佐	34	53.9	6,931	7,485～5,797
係長	101	46.6	6,092	7,477～4,562
主任	35	43.5	5,744	6,769～4,304
係員	96	34.9	4,544	6,579～2,629

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
教授	66	55.1	10,900	12,853～8,631
准教授	111	49.2	8,478	10,074～6,818
助教	170	43.5	6,590	7,796～5,136

④ 賞与(平成27年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	59.5	59.4	59.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	40.5	40.6	40.6
	最高～最低	52.2～35.3	50.4～35.6	50.9～35.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	61.8	61.8	61.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	38.2	38.2	38.2
	最高～最低	46.0～34.6	45.4～34.8	43.7～35.0

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	60	60.7	60.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	40	39.3	39.7
	最高～最低	54.3～35.4	53.1～35.7	53.7～35.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	62.3	62	62.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	37.7	38	37.9
	最高～最低	46.0～34.9	45.4～35.2	45.2～35.0

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 88.2 ・年齢・地域勘案 93.2 ・年齢・学歴勘案 86.8 ・年齢・地域・学歴勘案 92.7 (参考) 対他法人 100.5
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	—
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出割合 88.3%】 (国からの財政支出額 33,210,825千円、支出予算の総額 37,613,828千円：平成27年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(平成26年度決算)</p> <p>【管理職の割合 10.4%(常勤職員数 652名中 68名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 85.7%(常勤職員数 652名中 559名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 14.7%】 (支出総額 41,953百万円、給与報酬等支給総額 6,162,646千円：平成26年度決算)</p> <p>(法人の検証結果) 当機構においては、原則的に国家公務員の給与水準に準拠して決定しており、対国家公務員のラスパイレズ指数を全ての事項で下回っていること、対他法人においては若干上回っているものの、民間との職位別と比較しても下回っていることから、職員の給与水準については妥当であると考えられる。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	今後も適切な給与水準の維持に努める

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 91.6

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成27年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

4 モデル給与

事務・技術職員

- 22歳(大卒初任給、独身)
月額 176,700円, 年間給与 2,635,495円
- 35歳(本部主任、配偶者・子1人)
月額 337,251円, 年間給与 5,459,608円
- 45歳(本部係長、配偶者・子2人)
月額 418,779円, 年間給与 6,761,900円

教育職員(大学教員)

- 22歳(大卒初任給、独身)
月額 210,000円, 年間給与 3,133,785円
- 35歳(助教、配偶者・子1人)
月額 407,877円, 年間給与 6,601,722円
- 45歳(准教授、配偶者・子2人)
月額 526,969円, 年間給与 8,646,343円

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

平成27年1月より、研究教育職員を対象とした年俸制度を導入したことに伴い、当該年俸制職員の基本給の改定及び業績給については、下記のとおりとしている。

基本給の改定: 毎年4月1日に評価区分(SSS、SS、S、A、B、C、D)に応じて、
最大+4号給から-1号給の範囲以内で改定することができる。

業績給 : 毎年1月1日(以下「評価基準日」という。)において評価基準日の
属する年度の4月から翌年の3月までの期間における業績評価を
勘案し、決定する。

III 総人件費について

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 6,096,930	千円 6,172,630	千円 5,644,810	千円 5,511,951	千円 6,162,646	千円 6,218,540
退職手当支給額 (B)	千円 264,864	千円 879,847	千円 628,119	千円 237,807	千円 505,192	千円 280,764
非常勤役職員等給与 (C)	千円 2,954,643	千円 3,031,685	千円 3,296,135	千円 4,053,608	千円 4,693,019	千円 5,638,295
福利厚生費 (D)	千円 1,043,684	千円 1,106,012	千円 1,086,726	千円 1,128,254	千円 1,230,095	千円 1,304,813
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 10,360,121	千円 11,190,174	千円 10,655,790	千円 10,931,621	千円 12,590,954	千円 13,442,413

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」及び「最広義人件費」に係る対前年度比及び増減要因

①「給与、報酬等支給総額」

前年度比 55,894千円増(0.9%増)

- 増減要因
- ・人事院勧告に準じて実施した特別調整手当の支給率、勤勉手当等の成績率の引上げによる支給増
 - ・研究教育職員を対象とした年俸制度に切替えた職員の給与に退職手当相当額が含まれていることによる支給増

②「最広義人件費」

前年度比 851,459千円増(6.7%増)

- 増減要因
- ・上記①の要因に係る「給与、報酬等支給総額」の増
 - ・前年度に比べ、定年退職者及び自己都合退職者の人数が少なかったことによる「退職手当支給額」の減
 - ・年俸制職員増加に伴う「非常勤役員等給与」の増
 - ・「給与、報酬等支給総額」及び「非常勤役員等給与」の支給増加に伴う法定福利費の支出増に伴う「福利厚生費」の増

IV その他

特になし